

地域に貢献する大学¹

～市民社会の成熟とサイエンスシヨップ～

同志社大学 山田礼子研究会

地域経済政策

伊多波功輔 坂口裕美 橋口邦明

村上尚史 撫養晋太

2007年12月

¹本稿は、2007年12月1日、2日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2007」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、山田礼子教授（同志社大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

本稿では公立大学の存在意義でもある地域貢献の積極的推進について論じる。我々は現代における地域貢献の定義とその必要性を提示した上で、地域貢献の具体的政策として公立大学の法人化を進めたいというサイエンスショップの導入を提言する。

●概要

現代社会において、大学の「地域貢献」の必要性が叫ばれている要因として、「地方分権化」「知識基盤社会」という 2 つのキーワードが挙げられる。まず、小さな政府路線を背景とした「地方分権化」が、地域に対しこれまでになかった課題を投げかけているという実態に注目せざるを得ない。つまり、これまで地方自治体は、憲法では地方自治が尊重されているにも関わらず、実際は国の政策や法制度に基づき、そつなく事務をこなすことに主眼が置かれていたが、分権社会においては、地方自らが自らの抱える問題を、自律性を持って解決していく必要がある。そういった社会においては、多様化・高度化していく市民ニーズに対し、行政のみで解決していくのではなく、地域住民をも巻き込んだ形で政策決定していく必要があるだろう。だが、知識こそが価値を生む「知識基盤社会」において、専門知識を持たない市民が、行政との対話を進めていくには、ある一定の知識が必要になるのではないだろうか。

このようなコンテキストの中で、知識を市民に還元する媒介組織として、大学の「地域貢献」の重要性が浮上してくる。大学と産業という 2 つの異なる領域に所属するアクターの相互作用を通ずる相乗効果によって、大学と産業の持つポテンシャルがそれぞれ高められ、経済の活性化につながるといったプロセスである産学連携、市民への公開講座の提供など、それぞれの大学が独自の地域貢献を行っている。しかし、我々は大学に与えられる今日的な役割はこれだけではないと考えている。なぜなら、先に述べた地方分権社会からの要請はどうしても無視できないからである。地方分権社会では、地域が抱える問題は地域自身取り組み、さらに行政のみではなく地域住民も巻き込んだ上で政策立案を行っていく必要がある。そのような中で、大学に新たな役割が賦与されつつあるのではないだろうかと我々は考えた。つまりそれは、産業社会のみならず、「市民社会への貢献」という新たな役割である。市民からの声が政策決定に関わってくる地方分権社会において、知の蓄積が豊富な大学は、市民社会との連携、つまり「民学連携」をはかることでその知を市民に還元し、市民の活動を支えていくべきである。そこで民学連携推進の一方策として、日本における「サイエンスショップ」の導入を提案したい。サイエンスショップについては詳しくは述べないが、サイエンスショップは、市民が抱える問題と大学の研究シーズのマッチングをはかることで専門家である大学側と非専門家である市民の協働を実現させるものである。導入の対象として、我々は公立大学を考えている。なぜなら、公立大学は地域貢献と密接な関係にあり、公立大学の設置やその学部構成も地域が抱える問題と密接に呼応しているという事情があるからである。村田（1994）が、「地域住民の要望を受け入れ、住民自治に根を下して設置された大学であることが、公立大学のもつ存立基盤である」と述べているように、公立大学の設立は地方の抱える問題と大きく関係している。住民の声を政策立案に反映させなければな

らない地方分権社会において、草の根的に民意のアップを図ることができる機関は公立大学であることは明白である。我々はサイエンスショップを導入することで公立大学に「市民社会への貢献」という新たな役割を付与したいと考えている。

しかし、もちろんそこにはさまざまな弊害が生じる。現実問題として、公立大学には歴史的な構造問題が存在する。設置主体である自治体における高等教育の優先度の低さ、公立大学職員の問題など、解決しなければならない問題が山積みである。このような現状を踏まえた上で、公立大学には斬新な考え方に対して、従来からの考え方や手法に拘泥されてしまうという土壌があると考えられる。このような問題意識に対する処方箋として、公立大学の法人化を推進したい。現在、公立大学は 76 大学中、33 大学が法人格を与えられているわけだが、残りの公立大学についても法人化を積極的に進めるべきである。社会が多様化していく中、法人化は大学の自主判断による特色ある研究組織を生み、民間的発想によって戦略的な大学経営がもたらされる可能性がある。

しかし、法人化は決してメリットだけではない。そこで、法人化についてそのメリットとデメリットの比較を通してこれからの公立大学のあり方について触れ、さらに公立大学の法人化がサイエンスショップの機能を最大化するための具体策となりうるか、検証を進める。

サイエンスショップ導入の具体的事項については、サイエンスショップが盛んなデンマーク工科大学を事例に論を進めた。しかし、この事例をそのまま日本の公立大学に画一的に導入するのは安易であるし現実的ではないため、日本の公立大学の指向性や立地条件など、様々な要素を考慮した一つの導入モデルを提案した。詳しくは本稿の本文で確認していただきたい。

本稿の論文構成をここで簡単に紹介しておく。

第 1 章「問題意識」ではまず、なぜ今地域貢献という概念が認識されつつあるのかということを経典的趨勢からさらに深く検証し、次にサイエンスショップの存立基盤としてなぜ公立大学が的確なのか、その理由を明らかにしたい。

続いて第 2 章「地域貢献の定義」では、いくつかの先行研究から現代における地域貢献の定義をはかる。

第 3 章「地域貢献の必要性」では、公立大学が地域貢献を求められる理由を国立大学と私立大学との比較を際立たせながら法的根拠から導き出したいと考えている。また、そもそも公立大学はその地域においてどういった役割を果たしているのかについての分析もここでは試みる。

第 4 章「法人化への期待とサイエンスショップ」では、地域貢献として現在盛んに行われている産学連携の実施状況より、そこから見える公立大学の構造的問題についてメスを入れたい。またここでは、法人化についての分析を進め、その上で公立大学の法人化がサイエンスショップの機能を最大化するための具体策となりうるか検証したいと思う。

第 5 章「地域に貢献する大学へ」では、法人化によってどのようなメリットがもたらされるのかについて、実際に法人化を進めた公立大学法人の具体例を紹介しながら検討したい。またここでは、サイエンスショップの日本への導入可能性として、我々が考えた一つの導入モデルを提示するつもりである。

第 6 章「政策提言」では、以上の論を総括し、公立大学法人化の積極的推進、サイエンスショップの導入、評価体制の確立、という三つの政策提言を行いたい

目次

はじめに

第1章 問題意識

- 第1節 (1. 1) なぜ今地域貢献か
- 第2節 (1. 2) 近年の公立大学の動向

第2章 地域貢献の定義

第3章 地域貢献の必要性

- 第1節 (3. 1) 法的根拠
- 第2節 (3. 2) 地域における大学の役割
- 第3説 (3. 3) サイエンスショップの概要

第4章 法人化への期待とサイエンスショップ

- 第1節 (4. 1) 産学連携と法人化
- 第2節 (4. 2) 法人化の課題克服
- 第3節 (4. 3) 法人化とサイエンスショップ

第5章 地域に貢献する大学へ

- 第1節 (5. 1) 法人化の強み
- 第2節 (5. 2) サイエンスショップ導入への障壁
- 第3節 (5. 3) サイエンスショップ導入の可能性

第6章 政策提言

参考文献・データ出典

はじめに

本稿では、公立大学の地域貢献の積極的促進について論じる。我々は現代における地域貢献の定義とその必要性を提示し、地域貢献促進の具体的政策として公立大学の法人化を進めた上で、サイエンスショップの導入を提言する。

近年、産業社会と大学の連携が活性化され産学連携のフィールドは順調に豊穡しているといえる。だが他方で、市民社会との連携を意味する「民学連携」は十分に充実していないのではないのが現状である。サイエンスショップは市民社会と大学の橋渡しの存在であり、民学連携の担い手となる可能性を秘めている。

現代の地方分権社会や知識基盤社会などの時代的要請の中で、公立大学は大学本来の学術的研究を用いて民意を向上させることに貢献する可能性を秘めているという点に我々は注目した。

公立大学は高等教育機関における国立大学・私立大学とは異なる固有の性質を持っている。その固有の存在意義を明示した上で公立大学運営の構造的な問題点を指摘し、その上で大学改革としての法人化の是非について論じていく。この法人化はサイエンスショップをスムーズに推進していくための有効策として機能すると我々は考えた。さらに、日本型サイエンスショップ導入の可能性についても検証する。

第1章 なぜ今地域貢献か

第1節 地方分権化の中で

第1項 大学が担う新たな機能

「国が地方のやることを考え、押し付けるという中央集権型のシステムは、もはや捨て去るべきである。」² 明治維新以来の中央集権型のシステムは、近代化と経済発展を効率的に達成することに大きな成果をあげてきた。しかし、経済の高度成長の時代を終え、国・地方を合わせた未曾有の債務残高という負の遺産を抱える中、21世紀の人口減少社会において一層加速する少子高齢化や格差社会などの大きな変化に的確に対応していくためには、地方の多様な価値観や地域の個性に根ざした豊かさを実現する住民本位の地方分権型社会へ、抜本的な転換をはからなければならない。

しかし、これまで自治体は国の政策や法制度に基づき、そつなく事務をこなすことに主眼が置かれていた。これでは多様化・高度化する市民ニーズに対応し、個性的で特色ある地域を想像することなど到底できない。また、地域が抱える諸課題の解決に向けて、「地域で考え、地域で実践する」ことが要請されているが、行政のみで解決することは容易ではない。このため、とりわけ市民に最も身近な存在である市町村では、柔軟な発想力と斬新な構想力の上に自己変革を図り、地域に潜在する市民の参加を一層進める必要がある。

一方、日々変貌する社会の中で、大学もその変革を迫られている。大学設置形態の変化、市場化、企業的経営、大学評価、質的保証といったキーワードは、近年における社会の急激な変化によって生まれたものである。今回我々がテーマに挙げた大学の「地域貢献」もこのコンテキストの中に位置づけられるだろう。地域貢献について、現在の大学を取り巻く環境に留意しながら説明してみたい。

国公立大学の法人化（公立大学は地方自治体の任意事項）は、民営化へのプレッシャー、財政の無駄を省くというプレッシャーを与えることで、大学側に自助努力による運営を求める改革である。自助努力とは、具体的には効率的な経営や外部資金獲得などを意味するが、その外部資金獲得の具体策として、近年我が国の産学連携の件数が大きな伸びを見せていることは周知の事実である。産学連携とは、大学・研究機関等の研究成果と民間企業の事業化ニーズや研究成果をマッチングすることで、双方がより一層効率的で効果的な研究開発を推進するための手段のことである。IT企業の世界的拠点として有名なシリコンバレーも産学連携による技術移転が大きく貢献したことは有名だ。日本の大学も、産学連携に貢献することは、社会貢献や外部資金獲得のための自助努力という点で、積極的に評価すべきである。しかし、我々は大学に与えられる今日的な役割はこれだけではないと考えている。なぜなら、先に述べた地方分権社会からの要請はどうしても無視できないからである。分権社会では、

² 地方分権改革推進委員会（2007年5月）『地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方—地方が主役の国づくり』

地域が抱える問題は地域自身が取り組み、さらに行政のみではなく地域住民も巻き込んだ上で政策立案を行っていく必要がある。そのような中で、大学に新たな役割が賦与されつつあるのではないだろうか。平川（2002）は「科学技術の素人である地域住民であっても、自分たちや他の人々の生活、他の生命を守り、望ましい未来を創造するために、専門家や行政、企業など関連する集団・組織に対して、科学技術の問題点を指摘し、中止も含めて、よりよい方向に研究開発が進められる必要がある」とした上で、「そのように科学技術の問題を論じ合うための公共空間を創出し、そこに参与していくことは、今日の市民社会における基本的権利、“市民的自由”の一つである」と指摘する。

図1は、平川が示す「知識社会における大学の社会貢献（2002）」のモデルであるが、平川の指摘は、これまでの地域貢献のコアとされてきた産学連携に対する概念として、民学連携を提唱するものである。

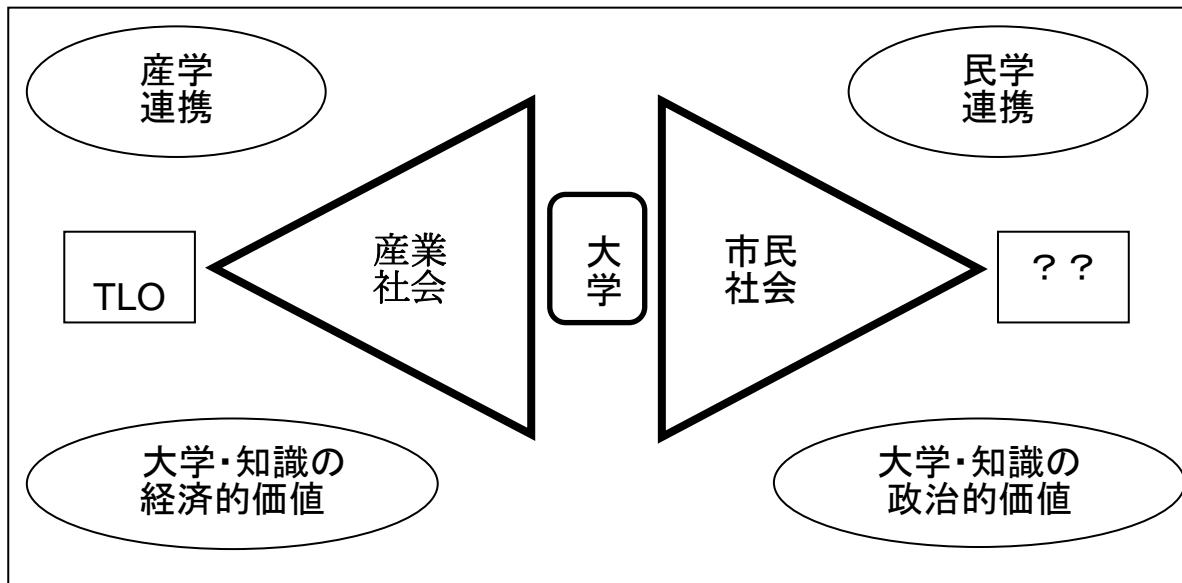


図 1

(出所：平川 2002)

表の右側に当たる部分が民学連携であるが、産学連携による新たな価値を社会に還元するための組織が TLO（技術移転機関）だとすれば、民学連携を運営する組織は日本の大学に未だ存在していない。つまり、大学を通じて、市民社会へ開いた地域貢献が十分に行われていないことを意味している。さらに言うならば、この現状は知識基盤社会と地方分権時代の到来に対して、大学が時代的要請をないがしろにしていると言えないだろうか。このような問題意識に端を発し、市民が抱える問題と大学の研究シーズをマッチングする公共空間創出の具体策として、日本における「サイエンスショップ」（以下 SS とする）の導入を提案したい。SS は、デンマークで誕生しヨーロッパやアメリカを中心に普及していて、近年では韓国などにも誕生している。詳しい概要は 3 章に託すとして、ここでは「SS は、市民社会が経験する懸念に応じて、市民社会に基づく独立の研究サポートを提供する組織」（Gnaiger 2001）という定義だけ紹介しておく。

第2項 公立大学の使命

では、このような公共空間創出のための SS は、どこに存立基盤があるのだろうか、そして、どこに設置することで地方分権社会からの要請に対し、よりの確に対応することが出来るのだろうか。

前者の問題意識については、公立大学が適していると考えている。なぜなら、公立大学は地域貢献と密接な関係にあり、公立大学の設置やその学部構成は地域が抱える問題と呼応しているからである。図 2 は、野田（2005）が公立大学の機能の分化を示したモデルであるが、地方自治体が設置する公立大学の固有の存在意義は、I、IVのユニバーサルな面とII、IIIの地域社会に根ざした存在であるというローカルな面を持ち合わせている。

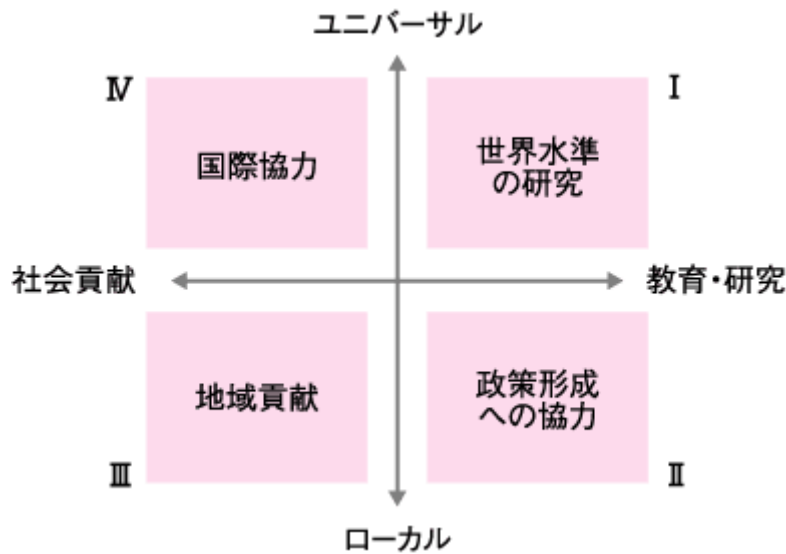


図 2

(出所：Between『公立大学の岐路』2004年10月号、pp.13)

とりわけ公立大学の運営には、この二つのバランスをとることが求められる。また、村田（1994）は、公立大学固有の存在意義について、「教育行政における地方分権の原理および地方自治の精神との関係において、それらの規定によらない国立大学と決定的に異なっている」と指摘している。

さらに後者の問題意識についても、公立大学の存在意義をもって説明することができる。村田（1994）が、「地域住民の要望を受け入れ、住民自治に根を下して設置された大学であることが、公立大学のもつ存立基盤である」と述べているように、公立大学の設立は地方の抱える問題と大きく関係している。住民の声を政策立案に反映させなければならない現代社会において、草の根的に民意のアップを図ることができる機関は公立大学であることは明白ではないだろうか。

ただ、これまで地域性の視座から公立大学の存在意義に言及してきたが、先に述べたように公立大学はローカルな面と同時に研究、教育を向上させるというユニバーサルな面も持ち合わせている。公立大学が真に地域における学術の中心として、その地域における学術・文化等の水準の維持と発展に寄与するためには、大学としての高度な学問の成果を上げることが必須の要件である。そのためには、大学教員が優れた学術研究・教育を行って認められる

とともに、地域活動をも進んで行き、かつ、大学側と設置者とが相手の立場を理解しあうべく、自治体の仕事にも参加して、大学人の立場で協力することが望まれる。

しかし、事はそう簡単には進まない。現実問題として、公立大学には歴史的な構造問題が存在するからだ。ここではその一部を紹介したい。まず、設置自治体内に中央政府の文科省に相当する高等教育専門の設置者組織が存在していないことが挙げられる。背景には、自治体側に「高等教育は基本的には国が行うものであり、地方自治体は中等教育まで行えばよいという」³意識があり、自治体における高等教育の優先度が上がっていかないという問題がある。次に、大学職員の問題も見逃せない。公立大学の事務職員は、自治体の中の様々な部署からたまたま大学事務局に転入してきて、2、3年たつと自治体の他の部署に転出するというのが一般的である。

このような現状を踏まえた上で、公立大学には斬新な考え方に対して、従来からの考え方や手法に拘泥されてしまうという土壌があると考えられる。このような問題意識に対する処方箋として、公立大学の法人化を推進したい。現在、公立大学は76大学中、33大学が法人格を与えられており⁴、残りの公立大学についても法人化を積極的に進めたい。社会が多様化していく中、法人化は大学の自主判断による特色ある研究組織を生み、民間的発想によって戦略的な大学経営がもたらされる可能性がある。

第2節 知識基盤社会と公立大学

第1項 知識基盤社会

ここでは、前節でも述べた知識基盤社会 (knowledge-based-society) というキーワードを、明確に定義付けしておく。知識基盤社会は、政府や各種答申でも述べられているが、ここで言う知識基盤社会の概念の内実もそれとほぼ同様のものと考えてよい。つまり「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基礎として飛躍的に重要性を増す社会」⁵であるのだ。知識基盤社会においては、新たな知の創造・継承・活用が社会の発展の基盤となる。1998年文部科学省の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」で、同審議会が今後目指すべき国立大の大学像として、「最先端の研究を志向する大学」「総合的な教養教育の提供を重視する大学」「地域社会への生涯学習機会の提供に力を注ぐ大学」といったいくつかの大学像を示したこと、あるいは2005年中央教育審議会の答申「我が国の高等教育の将来像」で、産学官連携や地域貢献などの社会貢献機能を、世界的な研究・教育拠点、高度な専門的職業人養成、生涯学習の拠点などとともに七つの機能の一つとしてあげたことは、「知識基盤社会」という社会的背景を受けての答申であったことは明白である。

先に述べた大学の地域貢献への重要性の高まりは、この知識基盤社会の出現によってさらに加速していくものと考えられる。次項では、その重要性を端的に表すものとして、近年の公立大学の動向に着目してみる。

³稲葉哲雄(1983)「公立大学の「悩み」とは」『公立大学—その現状と課題』内田穰吉・佐野豊編、日本評論社、p.75

⁴文部科学省 HP (公立大学について) より (閲覧: 2007年11月2日)

⁵文部科学省 中央教育審議会(2005)『我が国の高等教育の将来像』より

第2項 近年の公立大学の動向

公立大学を巡る議論は、国立大学・私立大学の陰に隠れて今まであまりなされてこなかったものの、公立大学は国家の教育目的を国立大学と同様に持つが、国立大学そのものではないから「補完的役割」を持つとする「国立大学補完論」的なイメージが先行してきたし⁶、国立よりも規模で劣る公立大学は抽象的なイメージで覆われてきた。我々の印象では、少子化と地方財政難の時代の到来を迎えた今、設置主体が地方自治体である公立大学の多くは統廃合され、各自治体における公立大学の重要度は低下しているというイメージを持っていた。実際、東京、大阪、広島などではすでに統廃合が行われていた。しかし、統計から見えてくる事実は我々の印象とは少し異なるものであった。表1は、文部科学省の学校基本調査のデータで、公立大学の学校数及び在学者数の推移を示したものである。

表1

年度 区分	昭和 55 年	平成元年	平成 5 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 18 年
学校数	34 校	39 校	46 校	61 校	76 校	76 校 (募集停止を除く。)
在学者数	52,082 人	61,264 人	74,182 人	95,976 人	120,463 人	127,872 人

(出所：文部科学省 HP (公立大学について) より)

表1から分かるようにバブル崩壊以降のいわゆる平成大不況時代においても公立大学の開校数は伸び続けており、特に平成10年から平成15年までの5年間では15校も増えている。緊縮財政の中、なぜこのような現象が起きるのだろうか。最近開校した公立大学を調べてみると、次の2つの特徴を見出すことができた。①東北・九州を中心とした地方における大学増加、②その構成学部はほとんどの大学が看護医療系、または情報系の学部を設置していることである。これらの東北・九州を中心とする看護・医療系、情報系学部の設置はなにを意味しているだろうか。さらに、地方における公立大学の増加は近年の地方分権時代において、どのように評価することができるのだろうか。我々は、近年の新たに設置された公立大学数とその専門分野の傾向から、大都市と比較して人口流出が激しい地域における地域社会や地域経済の振興、いわば新しい雇用の創出や活性化への具体策として公立大学の存在意義が新たに浮上しているのではないかという仮説を抱いた。

詳しい議論は3章に預けるが、ここには高齢化社会の到来と地域間格差による社会的要請という背景が関連していると見ることができる。さらに、公立大学の統廃合が東京、大阪、広島などの都市部に集中していることを鑑みれば、都市と地方における大学の機能の違いに注目せざるを得ないだろう。

しかし、そもそも地域貢献とはどういったものなのだろうか。次章では、いくつかの先行研究に基づき、本研究上における独自の地域貢献の定義付けを行いたい。

⁶ 公立大学協会『地域とともにあゆむ公立大学～公立大学協会50年史』p.186

第2章 地域貢献の定義

これまでも大学の地域貢献の重要性について既にいくつかの重要な提言が行われているが、そもそも「大学の地域貢献とは何か」という問いについて検討を行ったものは少ないように思われる。ここではいくつかの先行研究から地域貢献がどのように理解されているのか整理してみたい。

論点1 <地域貢献＝社会貢献か？>

全国の公立大学の連合組織である公立大学協会（以下公大協）は、21世紀における新たな地域貢献概念として、「知の三角形」を提唱した（2002）。つまり、①知の創造（学術研究）＝国内外に通用する普遍的な真理探究、②知の継承（高等教育）＝専門知識を有し、社会に広く通用する人材の育成、③知の活用（地域貢献）＝地域に生まれ、地域に役立つ活動、である。公大協の提唱から得られる視点は、①研究②教育を広義の地域貢献とし、③の地域貢献を狭義のものとしている点である。また前者を「社会貢献」、後者を「地域貢献」と言うことも可能である。これは、先に示した野田のモデルにおいて、IV（社会貢献）とIII（地域貢献）に当たる。

これらの議論に対し、高崎経済大学附属産業研究所（以下高経大）は地域貢献の定義を「研究所の学術研究を産業振興、地域振興等に役立てる活動のこと」とした上で、地方が主体的に当該地域のあり方を論じるため、個々の地域の立場で研究を行うべきだと主張する（2003）。さらに、先に示した社会貢献と地域貢献の関係について、両者は異なるものと述べている。なぜなら前者はサービスを楽しむ人間がどこの誰かは不問に付されるに対し、後者は現実に生活をしている人間を視野に入れているからである。

公大協、高経大の見解をまとめれば、「地域貢献」には、研究・教育を通じた広義な意味での地域貢献（＝社会貢献）と狭義な意味での地域貢献が考えられる。さらに、前者はサービスの対象が不明確であるのに対し、後者はサービスの対象が明確であるのだ。本稿における政策提言は後者の地域貢献であるから、サービスの対象を明確にした上で、より戦略的な地域貢献事業が期待されることになるだろう。では、サービスの対象、つまり地域とはどのようなものか。

論点2 <地域とは何か>

地域貢献の「地域」を定義した文献もまた少ない。しかし先にも述べたように、地域貢献はサービスの対象を明確にした上での戦略的な事業でなければならない。ここで先行研究として、岩手県立大学総合政策学部が教員に対するアンケート調査などを実施した「地域貢献活動を大学教員はどのように理解しているか」（2005）を先行研究に挙げたい。調査は、2005年に同大学総合政策学部の教員16名に対し実施された。

「地域貢献活動における「地域」とは何でしょうか」という質問に次の回答が得られた。

- ①地域住民、あるいは納税者としての住民
- ②地理的に近い範囲の人々
- ③法制定機関としての議会、知事、法執行機関としての行政

- ④全体に対する部分としての地域・地方
- ⑤大学設置者（大学法人への出資者）としての自治体

それぞれの見解に対する詳細は省くが、ここでは我々は、基本的には①の定義を採用したいと思う。ただ、その全てを受け入れるわけにはいかない。⑤にある指摘のように公立大学が法人化された以上、自治体、議会への説明責任を果たさなければならない。また、企業を対象外としたことも間違いと言える。地元企業もその地域を構成している一因であるし、自治体、地元住民とは切っても切れない関係にあるのだ。

②④は従来までの「地域」に対する抽象的イメージから脱却したとは言えない。特に②の場合、交通手段が発展した今日、地理的に近いという境界線はかなり不明瞭である。

よって我々が示す地域貢献における「地域」の定義は、「企業、自治体を含む地域住民、あるいは納税者としての住民」とすることができる。

論点 3 < 知の循環作用 >

鈴木（2004）が提唱する地域貢献の見方も先に述べた 2 つの定義とそれ程変わらない。大学の役割を「①研究＝知識の発見と獲得、②教育＝知識の伝達と理解、③社会貢献＝知識の応用と共有」と述べている。しかし、公大協のように広義の地域貢献を前提として考えているものの、それが機能していないことを問題視している。鈴木の問題意識は、「知の循環作用」が機能していないところにある。「知の循環作用」とは、教員を主体とした知＝研究の付加価値が、教育、地域に関わり、相互に交流し関わりあいながら相互に向上していくといったものである。研究者は地域自体を研究対象とすることも可能であるし、学生サイドも地域に関わることで主体的に学び、地域との関わりの中で教育を受けることができる。単なる教科書による学習だけでなく、地域に関わる教育と学びが地域にとって、知の循環としても地域に力を与えていくのである。

< まとめ >

以上の 3 つの論点をまとめ、次の 3 つのポイントを示すことができる。

- ・ 論点 1 より地域貢献を社会貢献とは異なるサービスの対象を明確にした戦略的活動であることができる。
- ・ 論点 2 より、サービスの対象は「企業、自治体を含む地域住民、あるいは納税者としての住民」と定義付けられる。
- ・ 論点 3 より、サービスの対象に対して戦略的に事業を展開していくためには、「知の循環作用」が必要。

これら 3 つのポイントを踏まえた上で、われわれが注目したのは「知の循環作用」がうまく機能していないのではないかという指摘である。大学は、これまで「敷居の高い」場所とされてきた。しかし、地方分権の進行、地方における大学の役割、そして「民学連携」の推進を考慮するならば、大学と地域の関わりを垂直的なものから、水平的あるいは互惠的にしていく必要があるのではないだろうか。平川（2002）は「自分たちや他の人々の生活、他の生命を守り、望ましい未来を創造するために、専門家や行政、企業など関連する集団・組織に対して、市民サイドが科学技術の問題点を指摘し、中止も含めて、より良い方向に研究開発や利用が進められるように働きかけることも必要」とした上で、「そのような科学技術の問題を公共的に論じあうための『公共空間』を創出し、そこに参与していくことは、今日の市民社会における基本的権利、『市民的自由』の一つだ」と主張している。地域貢献とは何かと考えた場合、経済的な発展を目標とする産学連携部門での活動に対し、やはり、地域住民の文化の向上、市民力のアップを目的とする市民と大学との連携、つまり「民学連携」

が必要ではないだろうか。「民学連携」という概念は、先行研究の中にも未だ見られず、この領域において新しい位置づけを投じることができると考えられる。

我々は本稿における「地域貢献」（社会貢献とは区別）の定義を先に述べた先行研究を参考に「企業、自治体を含む地域住民あるいは納税者としての住民を対象とし、経済的貢献を目的とする産学連携と、文化の向上、市民力アップを目的とする民学連携そして地域に有為な人材を輩出すること」とした。

第3章 地域貢献の必要性

これまで、公立大学への地域貢献の必要性を、どちらかというとな理念的な観点から論じてきた。そこで本章では、地域貢献について、より現実的な議論を展開するために、法的なアプローチと実際にこれまで行われてきた公立大学に関する政策を検証したい。そして、これらの検証によって浮上した地域貢献の必要性から、SS が、現代社会においてどのように位置付けられるかせまりたい。

第1節 法的根拠

1991 年に出された、大学審議会の答申「平成 5 年度以降の高等教育の計画的整備について」では、大学への期待としてわが国の大学は学術や文化の向上、社会の形成に貢献してきたが、今後においても大学の役割は学術の振興と人材の点で重要であるとしている。

この「学術の振興」と「人材養成」の 2 つの点は国公立を問わずいずれの大学にもあてはまるユニバーサルな大学の役割である。学制上の位置づけや法的規定における目的「学校教育法第 52 条」以下の第 5 章大学の規定については、設置者の別、共学・別学を問わず同じであるため、その役割も同じで、わが国の大学は文化の進展に寄与すべく研究・教育を行い、いずれも門戸を広く平等に開放し、高等教育としての大学教育を行っている。

けれども、公立大学にはその性格上の特性から考えて、その上に課せられる独自の役割がある。それは、公立大学は地方公共団体の設置する公立学校（学校教育法第 2 条）としての大学であるゆえに、憲法第 92 条「地方自治の原則」により、「地方自治法」の規定（同法第 2 条 5 項）によるので、とくに設置者側からは地域的視野に立って、設置している地域社会や住民へのサービスの機能が重要とされ、期待される⁷。

大学の本来の使命は、地域社会から自由なものとして見られてきたわけだが、公立大学の存立は、教育・学術・文化の地方分権を担保する重要な要素の一つであり、地方自治の本旨による存立であるから、地域性を持ち、地域社会の中で進んで大学を開放して、地域住民の教育要求に応える必要がある。それゆえ、地域に根ざした大学の可能性や、生涯学習社会における公立大学のあり方を考えねばならないのである。

しかし、最近では地方の国立大学も地域性が重視されてきているため、公立大学の位置づけが問題になる。とはいうものの、公立大学は、教育行政における地方分権の原理および地方自治の精神との関係において、それらの規定によらない国立大学とは決定的に異なっている。地域住民の要望を入れ、住民自治に根を下して設置された大学であることが公立大学のもつ存立基盤である。ゆえに、公立大学構成員の誰もが、ローカルな面において地方自治の精神による自主的な大学の使命や役割を發揮することが要請されているのを自覚する必要がある。

もう少し国立大学との比較を詳しくしてみたい。国立大学には下記のような条項がある。『この法律(国立大学法人法)は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、

⁷村田鈴子（1994）「公立大学に関する研究—地域社会志向とユニバーサリズム」 p.89 を参考にした。

我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。』(国立大学法人法第1条)この法律の目的から、国立大学法人は主に研究水準の向上が期待され、国家的な要請に答えるべきものと考えられる。

国立大学法人化の波を受けて、平成16年4月1日に公立大学に対して「地方独立行政法人法」が施行され、これにより公立大学は、設置者である地方公共団体の判断により法人化が可能となった。その中で『「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。』(地方独立行政法人法第2条1項)といった言及がなされており、こうした定義からわかるように公立大学法人は、地方独立行政法人である以上、地域との関連性は非常に強く、法人化以前と同様に地域の公共の利益に貢献することは義務であると考えられる。

ちなみに、私立大学においては、私立学校法が適用されており、学校を設置する上で、定款で自由にその目的を設定することができる。そのため、その設置目的は多様である。

これらのことをまとめると、公立大学は国立大学や私立大学より地域に貢献することが期待されており、これに答える義務があることは明確である。

第2節 地域における大学の役割

まず、1章で提起した仮説について整理する。現在、多くの自治体が財政難にあり、全国4389自治体の56.9%が赤字に陥っている。しかし、このような中においても、公立大学の数は増えている。さらに、近年設立した公立大学の特徴は次の2点にまとめることができる。①東北・九州を中心とした地方における大学増加、②その構成学部はほとんどの大学が看護医療系、または情報系の学部を設置している。我々はこの2点の特徴から、「近年、新たに設置された公立大学数とその専門分野の傾向から、大都市と比較して人口流出が激しい地域における地域社会や地域経済の振興、いわば新しい雇用の創出や活性化への具体策として公立大学の存在意義が新たに浮上しているのではないか」という仮説を立てた。本節では、この仮説に対して地方の現状を踏まえながら説明し、公立大学の都市部と地方における役割の違いに言及する。

1991年5月に大学審議会から出された「平成5年度以降の高等教育の計画的整備について」の答申について検討したいと思う。これは1993年度以降2000年度までの8年間における高等教育の整備の方向と内容を示すもので、18歳人口の急減に対応して、大学の新增設を原則として抑制するという方針をとったものである。とはいえ、大学の地域配置と特定分野の人材育成の観点から増設抑制の例外を認めざるを得なかった。地域配置については「特に、地方の中核的都市及びその周辺地域での大学等の整備を重視することによって、大学等が地域社会の中核として当該地域の文化や産業の充実発展に寄与し、また、若者の大都市指向を中核的都市において吸収するとともに、大都市圏への進学者の過度の集中を緩和することが期待される」とし経済・文化面での地域間格差の是正をうたったのである。特定分野の人材養成については、これからの少子高齢化社会に向けて、大学の新增設の抑制という原則の例外の第一に「看護職員の養成に資するものであること」をあげた。また、地方の中核的都市と中核的都市およびその周辺地域について、「同種の学部、

学科等が未設置か又は社会的要請に比して著しく少ない」場合や収容力が著しく低い場合をあげ、その地域における公立大学の設置を認めた。

これらのことから地方における大学は、21 世紀の知識基盤社会に向けて、若者の都市部への流動化を防ぎ、地域社会の中核として当該地域の文化や産業の充実発展、そして地域の社会福祉の保障に寄与するという、その地域にとっては欠かすことのできない大きな役割を担っているのである。新設大学の多くが情報系の学部を設置しているのも、今日の情報社会を最前線で牽引できる人材を地域から輩出したいという、切実な願いからきているものではないだろうか。

第3節 サイエンスショップの概要

前節においては、公立大学の中でも、特に「地方」における大学に対して、地域振興、地域経済の拠点としての機能を期待していることを実証した。さらに、その期待は地域貢献への期待と言っても言い過ぎではないだろう。そこで、本章では、地方分権社会の到来による市民社会への具体的な課題を明らかにした上で、その課題に応える処方箋としての SS について説明したいと思う。

第1項 地域分権社会と市民

本項では、先行研究として、原田寛明（2006）『地域政策と市民参加－「市民参加」への多面的アプローチ』を参考にした。

地方分権が着実に進展する中、各自治体は、市民のニーズを十分に把握し地域の実情に即した政策を実施する政策立脚型の行政の展開が求められている。こうした自治体の政策過程をめぐる現状と課題を次の3点から整理した。

- 地方分権一括法の施行により、自治体に対する国の関与が縮減され、自主的・自立的に政策を立案実施する分野が増えてきたこと。
- 市民の意識やニーズの変化の中で、これからの政策は市民の参画と合意形成の中で進めることが求められ、自治体は、行政の透明性を確保し、アカウンタビリティ（説明責任）を果たす必要があること。
- 近年の厳しい財政環境の中で、限られた財源を市民の声を反映しつつ自治体経営（マネージメント）の考え方に立脚して、効率的・効果的に配分していく必要があること。

これらの現状と課題を鑑みれば、政策過程において市民と行政が協働する必要性があることは明白である。要点を以下の3点に挙げた。

- 地方分権改革の流れの中で、自治体は市民ニーズを反映した「政策の実効性」の確保が求められていること。
- 市民意識の変化の中で、市民とのパートナーシップによる自治体運営が求められていること。
- 行財政運営の効率化の要請から市民との協働が求められること。

以上に見た地方分権時代における市民への具体的な要請は、以下のように整理することが出来る。市民からの声が政策決定に関わってくる社会において、知の蓄積が豊富な大学は、その知を市民に還元する必要がある、民意をアップすることにより政策立案に貢献できる可能性がある。さらにそのような努力は、地方行政において大学の優先度をあげることになり、大学の存在意義をより強く社会に示すことができるだろう。そして、そうした方向性は知識

基盤社会からの要請にも応えることになるはずだ。東北・九州地方などのいわゆる「地方」で公立大学の数が増えていることは、高齢化社会、地域間格差時代の到来に当たり、新たな地域の拠点と成ることを期待していると言える。社会的要請によって新たに発生した地域貢献という大学の機能を発揮することは、今後一層重要になってくるだろう。よって、大学においてはその地域をより豊かにしていくために市民が話し合う公共空間や知識を市民に還元していく組織が必要であるのではないだろうか。

そこで次節では、そのような社会的ニーズを満たす地域貢献事業としての「サイエンスショップ」について説明する。

第2項 サイエンスショップとは

SS はオランダやデンマークなど西欧から始まった市民と学問をつなぐ「民学連携」にあたるものである。もう一度定義を言っておくと、「市民社会が経験する懸念に応じて、市民社会に基づく独立の研究サポートを提供する組織」(Gnaiger 2001)、これをサイエンスショップと呼ぶ。

SS は、地域の NPO (非営利組織)・NGO (非政府組織)、自治体などの利用者 (ユーザーまたはクライアント) からの相談・依頼をもとに、教員の監督・指導を受けながら、学生が主体となって、相談への回答や研究・調査等を行い、ユーザーの問題解決や社会活動をサポートする組織のことである。たとえばそれは、法廷という公共空間に法律の素人である依頼人が参入するのを助ける弁護士のようなものであり、科学技術の専門性が必要となる問題に直面した市民が、科学技術をめぐる「知識政治」の公共空間に参加するのをエンパワーする市民向けのシンクタンクやコンサルタントである。クライアントからの依頼によって研究プロジェクトが発生するという点で SS 型の研究は産学連携型の研究に似ているが、高い公共性を持つ研究を大学が無償 (ないし実費程度) で提供し、成果はクライアントが独占せずに公開されるという点が異なっている (平川 2002)。

SS の特徴としては、

1. 一般に、大学の付属組織として設置されるか、NPO (非営利組織) の形態。
2. 市民や他の NPO から研究・調査の依頼を受け、それを適切な専門家にマッチングすることが主要な業務。(自ら研究・調査を行う機関ではない。)
3. 非営利組織であるため、企業からの委託研究と違って、原則として一般市民や NPO のようなユーザーから人件費・研究費は徴収しない。
4. 学部ないし大学院の学生が研究・調査を行うこともあり、学生にとってのオン・ザ・ジョブ・トレーニング (OJT) の機会を提供している。オランダやデンマークなど欧州諸国には、学部や大学院の正規の教育カリキュラムの一部に SS の研究プロジェクトを組み込んでいる大学が数多くある。
5. 理想的なケースでは、研究・調査を依頼したユーザー自身も研究に参加する「参加型の研究」が行われる。

以上のようなものがあげられる (春日 2007)。

では、次章では一度民学連携から離れ、その対立概念である産学連携の実態について分析したい。産学連携も地域貢献の重要な要素であるから、こちらも分析の必要がある。

第4章 法人化への期待と サイエンスショップ

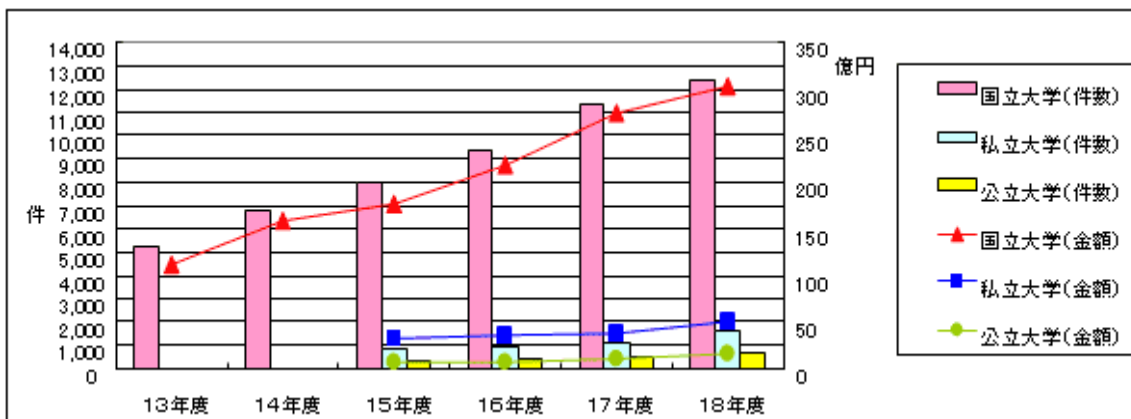
この章では、まず第1節で産学連携の実態について分析し、そこから見える公立大学の構造的問題についてメスを入れたい。そして第2節では、前節で浮上してきた「法人化」について、そのメリットとデメリットの比較を通してこれからの公立大学のあり方について触れ、そして最後に第3節で公立大学の法人化がSSの機能を最大化するための具体策となりうるか、検証したいと思う。

第1節 産学連携に関する分析

地域貢献で、今注目を浴びているのが「産学連携」である。産学連携は、大学と産業という2つの異なる領域に所属するアクターの相互作用を通ずる相乗効果によって、大学と産業の持つポテンシャルがそれぞれ高められ、経済の活性化につながるといったプロセスである。産学連携が打ち出された背景には、新企業・新産業創出による景気低迷からの打破・雇用創出という考えもあり、大学に教育・研究という従来の役割の他に技術移転という新しいミッションが課せられることとなった。産学連携が現在注目されていることは時代的な趨勢からも疑いない事実であるがその実態はどうなのだろうか。

まず産学連携の実施状況の調査を見たところ次のような結果が得られた。

表2



(出所：文部科学省 HP「大学等における産学連携等実施状況について」より H18年)

表2 文部科学省の「大学等における産学連携実施状況について」(H18年)の調査によると国立大学における産学連携の民間企業との共同研究の実施件数は調査回答大学の9割であるのに対して、公立大学は4割という結果が出ている。受託研究においては、国立大学は調査回答大学のすべての大学が実施しており、公立大学の実施件数は回答大学の6割にとどまっている。

さらに、この調査をもとに産学連携実施状況における国立大学の受託件数と公立大学の受託件数に着目し、国立大学と公立大学の間には民間企業等の共同研究と受託件数においてどれほどの割合で格差があるのかを見てみた。

最近のデータである平成18年度の民間企業等との共同研究における国立大学の実施件数は12405件、それに対し公立大学は697件とかなりの格差が見られた。この格差は18年度以前にも共通して見られ、また受託研究においても同様の結果が得られた。概観してこの結果を見ると公立大学は国立大学よりも圧倒的に産学連携では遅れをとっているかのような印象を受けるが、国立大学には日本有数の研究力を誇る旧7帝大があるということをかんがみれば、もしかすると、国立大学の産学連携実施件数の多くは旧7帝大が占めており、実際地方の国立大学と公立大学では産学連携の実施状況に大差はないのではないかという疑問が浮上する。そこで地方の同一県内の国立大学と公立大学においてどれほどの産学連携実施状況に格差があるのか、いくつかの都道府県をピックアップして分析してみたいと思う。

ここでは、任意に岡山県と富山県を選んで調べてみた。表3、表4はいずれも、各大学が公表しているホームページからわれわれが独自に行った調査の結果からきているものである。

表 3

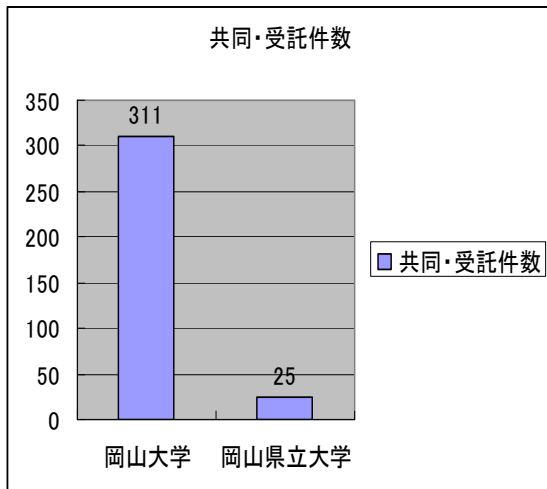
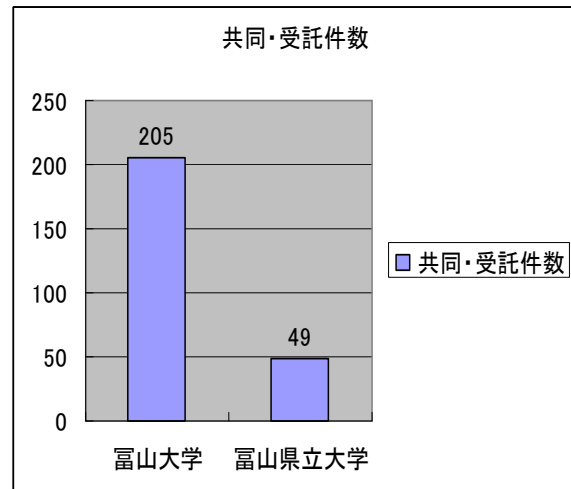


表 4



岡山県には国立大学として岡山大学、そして公立大学は県内にひとつ、岡山県立大学が存在する。この二つの大学における平成17年度産学連携実施件数を比較してみたところ岡山大学では共同・受託研究合わせて311件、それに対し岡山県立大学では25件というかなりの格差が見られた(表3)。また同様に富山県の場合には、県内に国立大学富山大学と公立大学として富山県立大学が存在するわけだが、平成17年度産学連携実施件数は富山大学205件に対し富山県立大学は49件という結果が見られ(表4)、ここでも国公間の格差が見られた。その他の都道府県についても同様の調査をしてみたところ、やはり国立大学と公立大学には相当の格差が見られた。つまり、全般的に公立大学は国立大学よりも件数の面で

は劣っているということができ、旧 7 帝大を除く地方の国立大学と公立大学では産学連携実施状況に大差はないのではないかとこの疑問はここで解消される。

ではなぜ国立大学と公立大学の間にこのような差が生まれるのだろうか。これらの格差の原因となるひとつひとつの要因について、①規模の相違②学部構成③補助金④法人化⑤評価という順に個々に分析し、そこから見える公立大学の構造的問題について分析してみたいと思う。

①規模の相違

規模の相違が挙げられるだろう。公立大学は国立大学と比較して教員数や学生数が圧倒的に少ない。そのことを考慮すれば、企業や自治体からの共同・受託研究の受け入れにも限界があることは容易に想像できる。

②学部構成

学部の構成というのも一因として挙げられる。公立大学はその特色として看護・福祉系の学部や単科大学が多いこと、そして理系分野の学部が国立大学に比べて少ないという一面がある。つまり性格として産学連携の受け入れが公立大学ではなかなか難しいという事情が存在する。決して産学連携は理系分野を持つ大学や総合大学の専売特許というわけではないが、その傾向があることは否めない。

③補助金

産業関係者から見れば国からの補助金が獲得でき、安定した研究を行うことが出来る国立大学と連携することは新たな産業を社会に創出できる可能性を大いに秘めているという点で魅力的であるかもしれない。一方で地方の財政力に直接的な影響を受ける公立大学では、補助金などによって産学連携で安定的な研究が保証されているかといえば疑問が残る。さらに地方からの税に大きく依存する公立大学では、地方の産業が衰退するなど税収入の増減によって大きな影響を受けやすく決して安定的とはいえない。したがって産学連携において、企業側は公立大学というよりも国立大学に連携を求める動きがあることは否めない。

④法人化

「法人化」も大きな一因として考えられる。国立大学等（大学共同利用機関、高等専門学校を含む）については、国立大学法人法等関係 6 法に基づき、平成 16 年 4 月から法人化されたのは承知の事実である。国立大学法人法において産学官連携は国立大学法人の重要な役割の一つとして位置付けられており、同法では TLO（技術移転機関）等を想定した出資の制度が盛り込まれているほか、人事・会計等における様々な規制も大幅に緩和され、法人化によって国立大学における産学官連携がより活性化されたといわれている。法人化の波は現在公立大学にも及び平成 16 年 4 月 1 日に「地方独立行政法人法」が施行され、これにより公立大学は、設置者である地方公共団体の判断により法人化が可能となった。しかし、あくまでもこれは任意規定であり公立大学の法人化は地方公共団体の自由裁量にゆだねられているのが現状である。また、TLO に関してそれを想定した出資の制度が地方独立行政法人法のほうにも含まれているが、公立大学は国立大学に比べて TLO との緊密な連携がとれていないのが現状であり、その点も産学連携における国公格差の一因として考えられる。

⑤評価

「法人化」に伴う評価の有無というのも格差の要因として考えられる。「法人化」することは同時に評価を受けるということの意味し、自身の活動に対して結果責任を負わなければならないということをも意味する。具体的に公立大学法人の場合は、中期目標として法人が一定期間（6 年間）において達成すべき業務運営の目標として、知事が議会の議決を経て定めたものを法人に対し指示し、それを受け法人は中期目標を達成するための具体的計画として中期計画を設定することになる。この中期目標・中期計画は一定期間が終了した際に実施される法人評価の判断基準となるわけだが、その中には教育や研究に関する目標、業務運営の改善や外部資金獲得への努力などさまざまな項目が挙げられており、地域貢献や産学官連携の推進についての項目も含まれている。つまり法人化された大学では、地域貢献も評

価の対象となり組織として力を入れないわけにはいかないのである。しかし今年度までに法人化した公立大学は、76 大学中 33 大学とまだ半分にも達しておらず、地域貢献に関する評価が徹底されていない公立大学が数多く存在するのはまぎれもない事実である。中期目標・中期計画に基づく法人評価があるのとないのでは、大学の地域貢献に対する意識にも大きな差異が出てくるであろうし、絶対的に法人化が進められた国立大学ではその意識改革が徹底的になされたと言っても過言ではない。そしてその結果が今日の産学連携における国立大学と公立大学の格差につながっているのではないだろうか。

ここで評価についてもう少し詳しく述べておきたい。中期目標・中期計画に基づく法人評価とはまた別に文部科学省から認証を受けた「認証評価機構」による認証評価というのがあり、各大学は定期的に認証評価を受けることを義務づけられている。もちろんその対象は公立大学にも及ぶわけだが、認証評価の主な評価内容は大学の教育・研究活動、組織運営、施設設備など、総合的な状況に関する評価がメインであって地域貢献や産学連携に関しては選択的評価事項として大学側に評価を受けるか否かの裁量が委ねられているというのが現状だ。

以上、産学連携から見える国公格差について分析してきたわけだが、①～③についての格差要因を解消することは、国立大学よりも劣った財政基盤を持つ公立大学の性格上、非現実的であり公立大学のレゾンデートル（存在意義）を犯しかねない。だとすれば、法人化について議論を深めることで、何か解決への糸口を見出すことができるのではないだろうか。

第2節 法人化の是非

ここでは、前節の法人化に対する問題提起を受けて、公立大学法人化についての議論を深めたい。ただ、分析の前に一つの方向性を提示しておく。いわゆる「大学法人化問題」は今に始まったことではない。2004 年に施行された国立大学法人法が、社会的な議論を巻き起こしたことは記憶に新しい。だが、本研究における法人化議論は、あくまで公立大学についてである。公立大学の特殊性はこれまで述べてきたが、やはりここでも地域性や設置自治体に配慮した議論が必要である。本節ではこのような視座から分析したい。

第1項 公立大学の構造的課題

公立大学には歴史的改革課題がある。それは地方自治体の意思と大学のユニバーサルな側面とのジレンマである。地方自治体や地方議会は、出身地域を問わない学生のリクルートや研究水準のレベルアップのための投資といった大学側の発展要求に対しては、「地域性」の観点からしばしばこれを否定的に見る。逆に、大学が設置者の求めに応じて安易な地域貢献に走れば、今度は大学としてのユニバーサルな側面が損なわれることになりかねない。

公立大学が抱える根本的問題の背景には、法制の問題がある。ここではセクターごとの大学と設置主体との関係に着目したい。国公立大学は、学校教育法や大学設置基準法といった全大学の法制を基に設置されているが、それ以外に、国立大学は国立学校設置法を設置根拠とし、設置者の権能は文部科学省設置法により規定されている。また、私立大学は、私立学校法に定めを持つ学校法人によって設置される。これに対して、公立大学は設置者の関係を律するのは教育法制ではなく、総務省（旧自治省）の所管である地方自治法制である。

光本（2003）は、公立大学と設置者の関係だけが教育法制の圏外に置かれているのは、「長らく地方自治体による大学の設置・運営は国の権能と認識され、公立大学にはせいぜいその補完的役割しか認められていなかったからである」と言う。また、こうした認識は中央政府ばかりではなく設置自治体にいたっても同じで、公立大学の必然性はおろか、高等教育政策の当事者であることへの共通理解さえ存在しなかったようである。

このような設置自治体の認識レベルを端的に表すものとして、設置自治体内に中央政府の文科省に相当する高等教育専門の設置者組織が存在していないことが挙げられる。我々が独自に調査をしたところ、そのような組織を設置している自治体はほとんどなかった。こうして、行政における公立大学の優先順位は高まらず、議会から恣意的介入を受け易いのが実情である。

公立大学が抱える問題はこれだけではない。野田（2005）は、アメリカにおける「アカデミックアドミニストレーター（専門的大学経営人）」の日本への導入を積極的に推進すべきという観点から、「多くの公立大学では大学経営の専門家が育たないシステムとなっており、“素人による大学運営”というのが多くの公立大学の実態である」と指摘する。国公私それぞれの大学職員の人事制度を紹介しておく、国立大学法人の事務職員は大学間または大学と文部科学省との間を異動し、私立大学事務職員は原則として定年まで同じ大学に勤務する。これらに比べて、公立大学の事務職員の場合は、自治体の中の様々な部署からたまたま大学事務局に転入してきて、2、3年たつと自治体の他の部署に転出するというのが一般的である。これでは、専門的知識を持った大学職員が育ちにくく、戦略的大学経営が求められる今日の大学間競争時代の中で勝ち抜くことは難しい状況にある。ひいては、地域からの要請で成り立っている公立大学がそのレゾナントルを社会に示せないということになれば、地域にとって大きな損失となる恐れがある。

さらに野田（2005）は、問題の背景には「広く浅い理解を求める”伝統的官僚観」が壁となっていることを指摘している。なぜならジェネラリスト養成を柱とする地方公務員制度は、特定の職種に関する深い専門性を職員に求めているからである。異なった職種体験を積み重ねることで総合的な管理能力を向上させ、どのような行政領域でも管理者として仕事をこなすことのできる人材を養成するという、わが国の伝統的官僚制の考え方にもとづいている。特定の分野における専門的知見は、その都度専門家などの意見を聴取すればよいと考えられているのである。

だが、現代社会はますます専門化、多様化しており、これらに機動的に対応するためには、行政全般にわたり専門的知見に裏打ちされたより高度な企画立案能力が求められていることは言うまでもないだろう。では、こうした公立大学における構造的問題に対し、公立大学の法人化はその起爆剤となるのだろうか。

第2項 法人化への課題克服

公立大学が置かれている状況は、大学文化と行政文化の衝突の中にある。大学文化にとってのキーワードは「自由」である。研究・教育は各人の自発性から発せられるものであり、本源的に他者に期待されて行われるものではないと主張する。一方、行政文化のキーワードは「管理」「統治」である。管理志向の自治体が、自由を尊ぶ大学を設置運営するのだから、そこには当初から矛盾があるといえよう。ただ、我々はこのような矛盾・衝突はどちらが良いとか悪いという問題ではなく、両者の文化を認め合った上で、新しい原理を構築する必要があると考えている。その打開策として公立大学の法人化を提案したい。なぜなら法人化をすれば、設置自治体と大学の機能が同一化し、大学文化と行政文化の両者の文化の相違は原理的には解決するからである。そこで、ここでは法人化について分析してみたい。

2003年に施行された国立大学法人法は、国立大学に予算、人事等について意思決定の自由を委ね、さらに活動の第三者評価を受けた上で結果責任を負うという、これまでの護送船団方式的大学行政からの決別を狙いにした法律であるが、公立大学における法制化も以下の3点を除いて同じ内容と見ていいだろう。

(a)法人化するか否かは設置者である地方公共団体が選択できる

(b) 一つの設置者が複数の大学を置いている場合、大学ごとに法人化する形と、一つの法人が複数大学を運営する形のいずれも可能

(c) 理事長は学長となることを原則とするが、学長を別に置くことも可能。

(a)については、国立大学と違ってそれぞれ設置者が異なるため、主体的な判断に任せるという当然の規定である。(c)は、国立大学法人に準じた原則を示しつつ、経営と教育・研究の責任を分離する私立の学校法人的な選択肢も設けた。学長・理事長一体型は、規模の小さな公立大学では迅速な意思決定が期待できる。

近年加速する法人化は大学にどのような影響を与えるのだろうか。表5にメリット、デメリットをまとめた⁸。

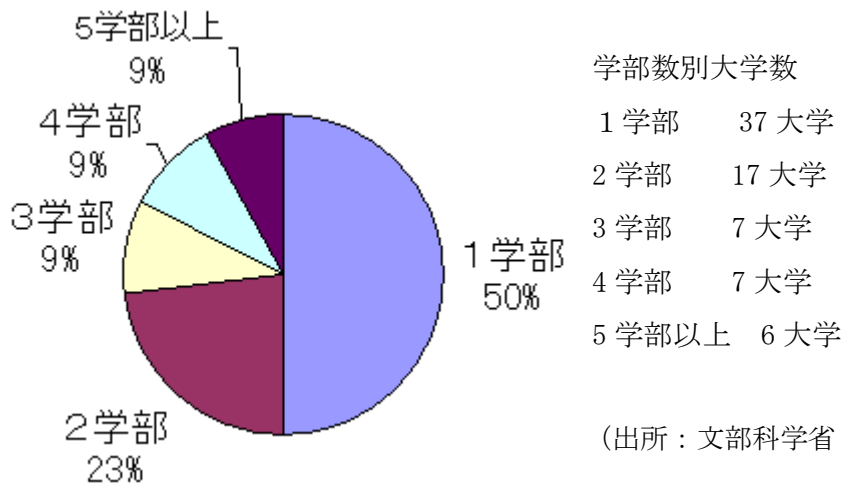
表5

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場化による教育・研究の活性化 ・ 顧客需要への対応の向上 ・ 機関の自治の強化 ・ 政治的影響の縮小 ・ 法人トップを中心とした合理的意思決定 ・ 弾力的人事・給与システム ・ 自治体の減量化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎研究の衰退 ・ 学問分野の不均衡 ・ 公共利益に奉仕しうるか ・ 私学化

表5のように、法人化すれば多くのメリットがある一方でデメリットも多い。ではどのようにしてこれらの問題を解決していけばよいのだろうか。個別に見ていきたい。

まず、「基礎研究の衰退」「学問分野の不均衡」については、公立大学に限って言えばそれほど大きい問題ではない。表6は、文部科学省が調査した公立大学の学部数別大学数をグラフにしたものである。

表6



⁸ 広島大学高等教育研究開発センター編 (2004) 『大学運営の構造改革』 p.70

このように公立大学のほとんどは単科大学であるが、基礎研究が多い文学部などの人文科学系の学部のほとんどは、2学部以上の総合大学に含まれている。またその中でも愛知、大阪、広島などの都市部の大学において設置されているケースが多く、これらの大学では学生も集まりやすくリストラされる可能性も低いだろう。一方、地方における公立大学はこのような状況は当てはまらない。若者の流出が著しい地方では、都市部ほど学生を集めることが容易ではなく、そうすれば商業化しにくい基礎研究の分野がリストラされる可能性は否定できない。ただ、それが地域にとって損失となるのかということについて地域の中でよく議論する必要があるだろう。公立大学は、国立大学や私立大学よりも明確に地域の要請に応える形で運営していく必要があるからだ。もちろん偏った民間的経営によって、何の対話もなくリストラを行うことは許されることではない。そういう意味では、人文科学系の学部を設置することが、本当に地域にとって重要なことなのかということを経営者のステークホルダーの中で議論する必要があるだろう。

次に「公共利益に奉仕しうるか」という問題については、この点も公立大学の特性を鑑みればそれほど大きな問題ではない。なぜなら公立大学は、その存在意義の中に地域という公共性に奉仕する使命があるはずであるからだ。法人化によってもたらされるだろう民間的発想は、地域を取り巻くものでなければならないのだ。また、法人化された公立大学は、中期目標として法人が一定期間（6年間）において達成すべき業務運営の目標として、知事が議会の議決を経て定めたものを法人に対し指示し、それを受け法人は中期目標を達成するための具体的計画として中期計画を設定しなければならない。このように考えれば、公立大学が地域を無視した大学運営を行っていくことは考えにくい。

私学化については、現在ほぼすべての公立大学で入学金を半額、または県外より安価な値段で学生に提供している。これは法人化している大学でも同じである。公立大学は低価格で多くの人に教育機会を与えるという点で、地域社会に大きく貢献することができ、法人化されてもその機能は変わらないだろう。

ここまで見てきたように、公立大学の法人化はその特性からいってそれほど大きな弊害は出ないと考えられる。市場メカニズムの導入は大学に強いプレッシャーをかけるが、それと同時に大きなメリットももたらすのだ。海外の例を見てみると、アメリカでは、1980年代に学生数の減少など危機的な予測が行われていたが、非伝統学生など新しい需要の掘り起こし、新たな財源創出、減量経営などによって、高等教育の拡大に成功した（喜多村 2002）。イギリスにおいては、**Research Assessment Exercise**（研究評価事業）⁹によって研究水準の全体的向上、研究論文シェアと被引用回数シェアの急速な上昇など、市場化による教育研究の活性化と言えよう。国内においても、法人化というプレッシャーの中、国立大学の改革は進んでいると言える。

これまで公立大学は、大学文化と行政文化の矛盾に埋没し、なかなか改革に踏み切ることができなかった。しかし、法人化に伴うあらゆる外圧によって、変革への兆しが見えてくるのではないだろうか。先に見た大学職員の問題も、法人化により進展していくと考えられる。

⁹ **Research Assessment Exercise (RAE)** とは、研究業績の質に応じて選択的に資金配分を行うための情報とするために、英国の大学および高等教育カレッジで行われた研究の質に評点を付けるものである

第3節 サイエンスショップと法人化

ここまで、公立大学法人化の必要性を述べてきたが、本節では法人化がSSの機能を最大化するための具体策となりうるか検証する。公立大学の法人化は、野田が言う官僚機構からの脱却のための旗印として、SSは、地域貢献における民学連携の具体策として、双方が機動的に機能することが望まれる。ここでは、SSと法人化の関係性について検証してみたい。表7¹⁰に論点を整理する。

表 7

	公立大学	公立大学法人
SS 有り	I	III
SS 無し	II	IV

※SS=サイエンスショップ

これまで我々は、SS導入の是非を地方分権化による時代的要請という観点から進めてきた。上の表においては、IとIIについての議論である。よって、ここまでの分析を通してSS導入の意義は立証できたと考えている。しかし、我々の政策をより現実的かつ実現性に富んだものにするためには、IとIII、つまりSSと法人化の同時推進の可能性について議論する必要があるだろう。具体的には、SSは法人化されなければ実行不可能な事業なのか、あるいは、SSは、法人化によって相乗効果が生まれるのではないかという仮説を立てることができる。

仮説について次の4点から説明したい。

①公立大学には、ユニバーサルな面とローカルな面があることは先に述べた。ここまで主にローカルな面の重要性について述べてきたが、法人化によってユニバーサルな面の促進が期待されることも見逃してはならない。地域貢献は、高度な研究と教育に支えられている。地域貢献の基盤となっている研究・教育が活性化すれば、地域貢献の質も担保できることは容易に想像できる。

②法人化による経営の柔軟性の増加は、SS導入に大きく貢献するものとなる。公立大学が法人化された場合、人事は理事長（または学長）の権限によって実行することができ、迅速な政策の実行と同時に自主性・自立性を発揮した活性化が期待できる。法人化する以前の公立大学は、高等教育、あるいは公立大学の特殊性に配慮せず、従来までの手法や考え方に拘泥した運営しかできなかつた。だが、法人化に伴う大学組織の柔軟性は、公立大学のあるべき姿である「開かれた大学」に対し、より積極的にアプローチすることができるのではないだろうか。

¹⁰ 研究上、我々が作成したものである。

③法人化において、公立大学は自身の大学の中期目標・中期計画を地方議会、市民に示すことが求められるようになる。つまり公立大学は市民に対しての「アカウンタビリティ」をこれまで以上に求められるということである。先にも述べてきたように、公立大学は使命としての地域貢献を求められており、「アカウンタビリティ」には当然市民にどれだけ貢献しているかということが含まれてくる。市民に貢献するという点では現在盛んに行われている産学連携でもその働きを満たしうるといえるが、これまでも述べたように地方分権社会においては市民がいかに自分たちの問題を解決していくかという民意の向上が求められる。したがって現代社会の新たな地域貢献として、民意を向上させるための民学連携という概念が必要となってきている。しかし、現状は民学連携のマッチングを行う機関は我が国において欠如している。したがって法人化を行ったうえでSSを導入することで、さらに民学連携が効率的に行われる可能性は大きい。以上の点から公立大学の法人化とSSが結びついてくると考える。

④法人化を取り入れるということは、中期目標・中期計画に基づく法人評価を受けることを意味する。法人評価では、産学連携や市民に向けての大学の開放、外部資金獲得など、地域貢献や大学の自主性に関して徹底的な評価がなされる。法人評価がない状態でSSを導入するのと法人評価がある状態で導入するのでは、大学の地域貢献、つまり産学連携や民学連携に対する取り組みの姿勢にも大きな違いが出てくるのは言うまでもない。

これら4つの点から、先に見た仮説に答えることができるだろう。すなわち、ここにおいて初めて、法人化とSSの同時推進(表7においてはⅢ)は、相乗効果が発生すると言うことができる。

第5章 地域に貢献する大学へ

前章において、SS 導入には公立大学法人化が望ましいということ述べた。本章では、第 1 節において、実際に公立大学の法人化の具体例を挙げることでその有効性をさらに深く立証したい。また、第 2 節～3 節では、SS の日本への導入可能性をより具体的、現実的に検証し、政策提言をより実効性に富んだものとした。

第1節 法人化の事例研究

ここでは法人化に伴って大学にどのようなメリットがもたらされるのか、実際に法人化を進めた公立大学法人の具体例を用いながら検討したい。

①人事制度改革

○ 法人化する前までは、設立団体の職員が人事異動の一環として事務局職員として配置されてきたが、法人化後は、法人・大学の未来を担う人材を確保・育成する等の理由に基づき、いわゆるプロパー職員の採用が行われている。

◆プロパー職員を採用：13 法人

◆プロパー職員の採用を検討：7 法人

(出所：文部科学省 公立大学について)

②新たな人事評価制度の導入

<公立大学法人岩手県立大学>

○ 各教員は、学部等の方針に基づき、教育活動、研究活動、大学運営、社会・地域貢献活動の 4 分野に目標・達成基準を設定し、その取組結果を自己点検・評価する。学部長等は、各教員の目標・達成基準設定や進捗状況に対しての指導助言や達成状況の評価を行う。これらにより教員のモチベーションを向上させ、諸活動の活性化と充実を図ることを目的に教員業績評価を実施している

(出所：公立大学法人岩手県立大学 HP)

③外部有識者の積極的活用

<公立大学法人札幌市立大学>

○ 企業等の人材を理事等に採用し、公報、産学公・地域との連携、国際交流、知的財産戦略等を担当してもらっている。外部から採用している理事としては、企業社長を人事・労務関係に、銀行頭取を予算・決算、財務会計、法人経営関係に、産業に関する財団の理事長(学長)を地域貢献、産官学連携、広報関係を担当してもらい、その専門的見地から逐次助言をもらっている。

(出所：公立大学法人札幌市立大学 HP)

④産学連携の推進

<公立大学法人岩手県立大学>

○県内金融機関、大学、研究機関等で組織する「いわて産学連携推進協議会(リエゾン-I)」に参加し、県内企業等との産学連携、マッチング支援を推進している。

(出所：公立大学法人岩手県立大学 HP)

このように、法人化にともない特色ある様々な取り組みが公立大学で行われ始めている。公立大学の法人化によって民間的な経営がもたらされ、より効率的な財政運営がなされ、各大学が自身の大学の特色を出そうと取り組む姿勢が活発になることは、地域にとっても非常に望ましいことである。なぜならば、公立大学が地域の拠点として活性化するという事は地域に大きな知的財産を残し、そしてその財産を地域に還元することにつながるからである。この知的財産を還元する過程においてこれまでも述べてきたSSが重要な役割を担うことになる。

では次に、民学連携の具体策としてのSS導入に関して、より現実的に分析する。

第2節 サイエンスショップの導入可能性

第1項 サイエンスショップの強み

ここでは平川(2002)の研究に基づき、①大学全体②学生③教員の視点からメリットを表8にまとめた。

表8

大学	社会集団のための研究を提供するSSと協力することによって大学は、社会と結びつき、研究や教育を社会にとって創造的なものになるよう改善できるメリットを得られ、同時に社会発展に対する責任を果たすことができること。
学生	地域コミュニティでの実践的行動を通じて自分の研究に新しく興味深い視野をつけ加えることができ、学術的能力とともに重要なスキルを身につけること(OJT)で生活状況に適用できること。
教員	SSを通じて社会のニーズが研究課題に定式化・翻訳されることによって、科学者に新しい課題をもたらすことができ、新しい社会的問題を学際的に取り上げることを通じて、研究者が社会の変化から学ぶことができる可能性があること。

これらのメリットからSSを取り入れることで、大学全体は社会との結びつきの中で新たな知の源泉となることができ、学生はSSへの参加によって知を通じた社会的な共同性を身につけることができ、教員は新たな研究課題が明確になる。つまり、まずは大学教育全体に知の循環作用が生まれてくるといえる。

しかし、一方で大学外におけるメリットも見逃すことはできない。前にも述べたようにSSは、大学と市民を繋ぐ組織である。この組織は地方分権社会及び知識基盤社会において「市民に知識を還元し民意のアップをはかる」という時代的要請を満たしうるものである。

そこで、市民にとってはどのようなメリットがもたらされるについても検討する必要がある。

市民へのメリット

SS の導入によって、市民にも分担・分業がもたらされ社会が活性化し、専門家サービスの提供・利用によって、市民参加が促進されることがあげられる。また、これまでに述べたように地方分権社会では市民のニーズが反映される社会であるべきであるため、SS の導入によって市民が政策提言型の活動を行いやすい仕組みがもたらされる。そこで市民が「自らの社会においてどのようなことが問題となっているか」という事象にアンテナを張るようになることで、問題を解決していく仲介役となる SS へのニーズが高まり、大学での知の循環が市民社会まで還元されるものとなってくるといえる。さらに、市民の政策が実行に移されれば SS は公共性に富んだものといえるのではないか。

第2項 サイエンスショップ導入への障壁

しかし、SS 導入に関しては大きく 2 つの問題点があげられる。

①教員の意識の問題

大学はそもそも研究機関であり、教員も自己の研究を行うことが前提とされている。ただ、大学教員の忠誠心は地域貢献ではなく研究にあることはよく知られており (OECD 2005)、SS 以前に地域貢献へ取り組むのかという懸念がある。さらに、SS を取り入れることは教員の研究の負担を増やすことになりかねない。よって、地域貢献に積極的に取り組まない教員が出てくるのではないかという問題が発生する。

この問題については、教員評価を取り入れることで教員に外圧をかけ、地域の要請に応じる研究を行っているか否かをチェックする仕組みを取り入れることで解決できるかもしれない。しかし、教員評価は究極的であり、そもそも研究者は専門分野に特化する研究を行っているからこそ研究者であるため、地域貢献度という尺度で教員評価を行うことは教員本来の存在意義を脅かしかねない。したがって我々は、教員にあくまでプラスの意味でのインセンティブを与え、SS や地域貢献に積極的に取り組んだ教員の賞与を行った上で、教員の意識改革を図りたいと考えている。

②アカデミズム自体を脅かす危険性

SS は学問自体が商業的になってしまう可能性があるため学問自体の発展の障壁となるのではないかという恐れもある。

この懸念に関しては、大学側があらかじめ受け入れ可能な要請と不可能な要請を提示することで、あくまでも大学での学問をベースとした研究をもとに地域に知識を還元するという流れがもたらされる仕組みをととのえたい。

そもそも SS は市民のすべての要請にこたえるものである必要はなく、要請自体が当該地域の公立大学の研究にそぐわないものであるならば SS が要請を拒む働きはむしろ必要である。なぜならば SS は高度な学問研究にのっとって市民の要請を解決していくことを目的としており、大学の研究があつてこそ解決できる問題を扱うべき機関であるからだ。大学側が受け入れ可能な要請をあらかじめ提示する仕組みを導入することで、我々はアカデミズムの体系維持をはかりたい。

第3節 サイエンスショップ導入の可能性

SS は西欧で活発に行われているが、ここではまず、SS が盛んなデンマーク工科大学の事例を紹介した後、日本への導入可能性を検証する。

表 9 にデンマーク工科大学の設置状況を紹介します。

表 9

設置機関	デンマーク工科大学における SS は現在、製造工学・経営学部に所属している。そしてプロジェクトの分野は全学的に及んでいる。具体的には都市生態学、障害者用機器、有機農業、都市設計、交通設計、持続可能エネルギー、自然環境問題、労働環境問題、開発途上国支援、フェアトレードなどがあげられる。
ユーザー	ユーザーとしてはエネルギー問題や環境問題、交通問題関係の NGO、地域住民団体、労働団体、有機農業団体、障害者支援団体、途上国支援団体などがあげられる。つまり社会科学や理系の分野に関わる団体や NGO が主なユーザーとなっている。
スタッフ	スタッフは助教授 2 名 (SS 専任フルタイム)、秘書 1 名 (同)、学生スタッフ数名 (パートタイム) で行っている。学生スタッフと院生を登用しているケースが多い。
財政基盤	SCIPAS (欧州委員会第 5 フレームワークから助成されたプロジェクト) によれば、調査対象の 56 組織のうち、大学から資金を得ている組織の割合が 55%、政府からが 35%、地方自治体からが約 33%、クライアントからが 25%、慈善団体からが 20%となっている。年間予算については組織によってさまざまだが 464 万円以下が約 27%、464 万円～1392 万円が約 32%という結果が出ている。また 1 プロジェクトあたりの費用は、ロカ研究所による試算によれば平均約 125 万円前後という調査結果がでた。

以上がデンマーク工科大学での SS の概要であるが、この先行例を鵜呑みにして、日本への SS 導入を画一的に導入することは安易過ぎると考えられる。そこで、以下の 3 点に留意しながら、現実的な導入方法を探りたい。

- ①SS の 2 つの性格
- ②都市と地方における大学の役割
- ③都市と地方における顧客であるユーザー数の違い

SS は二つの性格を持つ。一つは、顧客として考えられる団体に対して大学が知識を提供するという、その結果に焦点を当てた「社会技術構築のための制度的装置」、もう一つは学生に対して OJT の機会提供などその過程に重きを置く「社会技術を担う人材育成のための制度的装置」という二つの性格をもつ。もちろん両者の性格は SS において基本的な性格であるから、都市部と地方における性格の違いはあくまでも相対的なものである。また、顧客である NPO 数は SS を運営していく上で、非常に重要である。ここで、我が国の公立大学が SS を導入するための具体的方策として以下を提言する。

A. 都市における大学の場合

大都市地域に立地する研究志向の大学の場合、近隣に位置する非営利団体の層が厚い(表10)¹¹一方、産学官連携研究のための各般の制度(TLO等)は既に整備されていると考えられることから、非営利団体を主な顧客とする「社会技術構築のための制度的装置」としての意義を重視したSS組織の設置が適当である。また設置機関に関しては、既存の産学連携推進センター等に併設するかたちが望ましい。

B. 地方都市に大学の場合

地方都市における研究志向の大学の場合、産学官連携研究制度は一定程度整備されている一方、SSの非営利団体顧客層は厚くないという状況が想定される。設置機関に関しては、大学の中で産業界等外部組織とのネットワークを既に構築し安定的な関係を維持している組織、例えば就職担当組織、もしくは既存の産学連携推進センターに併設するのが望ましい。このような場合、非営利団体と並んで民間企業も顧客として想定しつつ「社会技術構築のための制度的装置」、「社会技術を担う人材育成のための制度的装置」の二つの意義を併行して追求するSSを設置することが適当である。

スタッフに関しては、A・Bともに教員、学生スタッフ、コーディネーターなどが考えられる。財政基盤に関しては、大学の自己負担、もしくは設置主体である自治体に補助を受けるかたちで進めることを提案したい¹²。

表11に、我が国への導入法を示す。

表 1 1

	A	B
設置	公立大学内の産学連携推進センターに併設。	公立大学内の産学連携推進センター、あるいはキャリアセンターに併設
ユーザー	NPO	NPO と企業
スタッフ	教員・学生スタッフ コーディネーター	教員・学生スタッフ コーディネーター
財政基盤	大学負担	大学負担

¹¹ 都道府県別 NPO 数は本稿末尾に掲載した。

¹² 実際、デンマークの例においても、市役所がイニシアティブを取って運営しているケースがある。

第6章 政策提言

1) 公立大学法人化の積極的推進

これでも見てきたように法人化を進めることによって様々なメリットが得られることがわかった。それらのメリットは旧来の公立大学に見られた地方自治体における高等教育の優先度の低さや大学職員が育ちにくい環境などの「古い体質」からの脱却、そしてさらなる地域貢献への糸口になりうるのではないかと考える。ただ、法人化には多くのデメリットが発生するのではという懸念が指摘されるかもしれないが、国立大学にはない公立大学の特性をかんがみればそのデメリットは解消されるはずだ。さらに、次に提言するサイエンスショップとの関係においても、相乗効果が生まれることはすでに述べた。

2) サイエンスショップの導入

SSは大学と産業社会のみならず市民社会とのつながりを生むという点において、地方分権時代の到来といった今日的な時代要請にこたえうるものであることはすでに説明した。また公立大学に設置可能であること、そして設置すべきであるという背景が存在することも立証済みである。よってSSを公立大学に導入することを強く薦める。とくに、総合大学や理系の大学院をもつ公立大学への導入を提言する。その他の単科大学や人文科学系のみの大学でもSSを導入することはもちろん可能だが、ここではより実現可能性の高い公立大学を対象にしたい。具体的な運営方法については、前章、表11にのっとった形で行う。

	A	B
設置	公立大学内の産学連携推進センターに併設。	公立大学内の産学連携推進センター、あるいはキャリアセンターに併設
ユーザー	NPO	NPO と企業
スタッフ	教員・学生スタッフ コーディネーター	教員・学生スタッフ コーディネーター
財政基盤	大学負担	大学負担

3) 評価体制の確立

SS導入をはかる際、一つ問題となることがある。元来教員の忠誠心は研究（教育）にあるので、教員の意識をどこまで地域貢献に向けることができるかといったことが重要になってくる。教員評価の中に地域貢献に関する項目を義務付けることは究極的であり、現実的ではない。よって、教員に対し、あくまでも賞与という形でインセンティブを配分することで、教員の意識変化を促す。

参考文献・データ出典

《先行論文》

- ・山野井敦徳（2005）『知識基盤社会における 21 世紀高等教育システムの理論的考察』、広島大学高等教育開発センター 大学論集 第 37 集.
- ・高嶋裕一ら 9 名（2005）『地域貢献を大学教員はどのように理解しているかー岩手県立大学総合政策学部の場合ー』岩手県立大学総合政策学部
- ・公立大学協会商・経・経営部会（2005）『公立大学の地域貢献における商・経・経営学部の役割』
- ・高崎経済大学附属産業研究所編（2003）『大学と地域貢献ー地方公立大学付設研究所の挑戦』、日本評論社.
- ・鈴木誠（2004）『大学と地域のまちづくり宣言ー岐阜経済大学マイスター倶楽部の挑戦』、自治体研究社.
- ・光本滋（2003）『公立大学の法人化問題ー歴史的改革課題と「公立大学法人」像ー』、教育学研究 第 70 巻 第一号.
- ・高橋寛人（2002）『18 歳人口減少期における公立大学の急増』、経済と貿易 184 号、横浜市立大学経済研究所、pp. 1～32.
- ・大串隆吉（2003）『東京都立の大学の統廃合・法人化に至る道』、教育学研究 第 70 巻 第一号
- ・春日匠（2007）『日本におけるサイエンスショップの可能性～市民社会が担う公共性のために～』科学技術コミュニケーション、pp.36～46.
- ・岩渕秀樹（2004）『サイエンスショップの社会技術的再考～デンマークの事例から』、社会技術研究論文集 Vol2、pp.30～38.

《参考文献》

- ・OECD（経済協力開発機構）編著（2005）『地域社会に貢献する大学』、玉川大学出版.
- ・村田鈴子編著（1994）『公立大学に関する研究ー地域社会志向とユニバーサリズム』、多賀出版.
- ・内田穰吉・佐野豊編（1983）『公立大学ーその現状と課題』、日本評論社.
- ・山本眞一、村上義紀、野田邦弘（2005）『新時代の大学経営人材：アドミニストレーター養成を考える』、ジアース教育新社.
- ・平川秀幸（2002）『専門家と非専門家の協働：サイエンスショップの可能性』、小林傳司編『公共のための科学技術』、玉川大学出版部、pp.184～203.
- ・公立大学協会編（2000）『地域とともにあゆむ公立大学～公立大学協会 50 年史～』、公立大学協会.
- ・光本滋（2006）『公立大学の現状と財政問題』『経済』No.127 4月号 新日本出版社.
- ・細井克彦「大学と地域とのパートナーシップ」『住民と自治』 通号 473 号 自治体研究社.
- ・土居英二（1992）『政策科学と数量分析』、御茶の水書房.
- ・原田寛明監修（2005）『地域政策と市民参加ー市民参加への多面的アプローチ』、ぎょうせい.
- ・広島大学高等教育開発センター編（2004）『大学運営の構造改革』、広島大学高等教育開発センター.
- ・喜多村和之（1994）『現代アメリカ高等教育論』、東信堂.
- ・早田幸政、船戸高樹編著（2007）『よくわかる大学の認証評価』、エイデル研究所.

- ・地方分権改革推進委員会（2007 年 5 月）『地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方―地方が主役の国づくり』
- ・文部科学省（2005）『我が国の高等教育の将来像（答申）』、中央教育審議会.
- ・文部科学省（1998）『21 世紀の大学像と今後の改革方策について（答申）』、大学審議会.
- ・文部科学省（1991）『平成 5 年度以降の高等教育の計画的整備について（答申）』、大学審議会
- ・平川秀幸（2002）『デンマーク調査報告書』、
http://hideyukihirakawa.com/sts_archive/techassess/denmarkreport.pdf（閲覧：2007 年 11 月 3 日）
- ・Between『公立大学の岐路』2004 年 10 月号、pp.13
http://benesse.jp/berd/center/open/dai/between/2004/10/01toku_13.html（閲覧：2007 年 11 月 2 日）

《データ出典》

- ・文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」H18（閲覧：2007 年 11 月 2 日）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/sangakub/07083106.htm（閲覧：2007 年 11 月 2 日）
- ・文部科学省「公立大学について」H18
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/index.htm（閲覧：2007 年 11 月 2 日）
- ・文部科学省「学校基本調査」H18
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index01.htm（閲覧：2007 年 11 月 2 日）
- ・公立大学協会 HP
<http://www.kodaikyo.jp/>（閲覧：2007 年 11 月 2 日）
- ・公立大学法人岩手県立大学 HP「中期計画」
<http://www.iwate-pu.ac.jp/kikaku/unnei/tyukei.pdf>（閲覧：2007 年 11 月 2 日）
- ・公立大学札幌市立大学 HP「中期計画」
http://www.scu.ac.jp/university/johokokai/chuki_keikaku.pdf（閲覧：2007 年 11 月 2 日）

表 1 0 (都道府県別 NPO 数)

